

「開発コンサルタント業界の活性化のための方策」

平成 23 年 2 月
外務省国際協力局
独立行政法人国際協力機構

開発途上国に対する政府開発援助（ODA）については民間企業、コンサルタント、NGO 等、多様な関係者（アクター）により実施されているところであるが、この中でも我が国開発コンサルタントは、ODA における我が国の政策課題に基づき、開発事業に携わるパートナーとして民間企業の立場から ODA 事業の一翼を担うと同時に、蓄積された知見を生かして良好な案件形成のための提案等においても積極的に貢献し、日本の優れた技術や経験を途上国に伝える中核的役割を果たしてきた。更に、昨今政府の新成長戦略で掲げられているパッケージ型インフラ海外展開のため、民間企業の取組を後押しする上で、ODA の積極的な活用が求められている中、開発コンサルタントの重要性が高まっている。

1. 開発コンサルタント業界の活性化の必要性

上述のとおり、我が国の開発コンサルタントへの期待が高まっている一方、業界として捉えた場合には、現状では以下のとおり様々な課題が存在している。

- (1) 開発コンサルタントと製造業（メーカー）等の交流も必ずしも活発ではなく、優れた技術を持った中小企業が開発コンサルタント業界に参入してきた例はまだ少ない。多様化する開発途上国のニーズに対応すべく、コンサルタント業界と国内産業界との交流を通じて、汎用性のある比較的標準的な技術のみではなく、我が国技術が優位性を持つ分野で更に知見を強めていくことが課題となっている。
- (2) 開発コンサルタントは、国内事業の中心である設計・解析技術のみならず、事業全体をマネジメントし、事業の企画、工事契約、施工計画、工事監理、維持管理、相手国への技術移転に至るまでプロジェクト全体を管理する能力が求められてきており、現在政府内で推進中のパッケージ型インフラの海外展開においても、こうしたプロジェクト全体、もしくは個々の事業のマネジメント能力が極めて重要であることが指摘されている。
- (3) 開発協力を官民の「人」、「知恵」、「資金」、「技術」を全て結集した「オールジャパン」の体制で取り組むため、民間投資を視野に入れた

開発事業の案件形成や、民間が実施する部分も含めたプロジェクトのファイナンス面の分析能力の強化が必要とされている。

- (4) これまでのコンサルタント選定においては、業務の円滑な実施をより確実なものとする観点から、実績評価に重きが置かれてきた中、若手人材の登用を促し、ベテランから若手への技術の伝承の場を作り上げていくことが必要となってきた。特に同業界におけるプロジェクトマネージャーの育成の強化は一層重要となっている。

2. 今後のとるべき措置

以上のような現状や課題を改善するためには、開発コンサルタント業界自身による発展を産業政策の観点から支援することが必要であるが、我が国の同業界は、長年の経験や知識に基づきベテラン人材が固定化されている面もあり、若手等の参入促進による人材層の拡大が必要である。特に、インフラ海外展開の推進においては、今後中長期的に亘り開発コンサルタントが益々重要な役割を果たすことが期待されている。こうした観点から、JICA 事業等における開発コンサルタント制度の見直しや、新規プレーヤーの参入を促す制度、新たな技術・手法の導入（プロジェクト・ファイナンスを含む）を図るためのインセンティブの付与の検討等、同業界における競争性の確保・新規参入の促進を可能とするための調達制度の整備など早急な対応が必要とされている。

3. JICA による調達制度の柔軟な対応

JICA におけるコンサルタントの調達では、より幅広い企業、人材の事業参加を得て、契約相手方の選定における競争性を高めるとともに、事業のニーズにより合致したリソースの確保を図るべく、調達制度の見直しを行ってきた。こうした中、開発コンサルタント各企業からのヒアリングでも、現行の調達制度の中で、競争性の向上や若手人材の育成の制約要因と考えられている点があることが挙げられた。今般、開発コンサルタント業界から各種制度の改善要望が出されたことを受け、また「ODA のあり方に関する検討 最終とりまとめ」も踏まえつつ、現在の ODA 事業の質の維持／向上のために業界の活性化、人材育成にどのように貢献できるか、という視点から、JICA のコンサルタント調達制度の柔軟化を図るべく、以下の制度改善を行った（全て本年度より実施済）。

(1). プロジェクトマネージャーの一層の活用・育成と若手の参入促進

(ア) 業務主任者 (PM) と副業務主任者 (副 PM) のグループ化 (業務管理グループ制度)

これまで業務主任者（PM）を一人特定して任命していたが、今後は、PM と副 PM とを一体として捉え、業務管理グループとして業務を総括管理する制度を導入する。これにより、プロポーザルの提出時には、PM 及び副 PM を一体で提案することによって、業務実施時には副 PM との調整により PM の業務のスケジュール、担当範囲等がより柔軟になる等の対応が可能となる。また、副 PM を PM の代理業務を行う者として制度化することで、次代の PM となる人材等が、副 PM（副総括）としても実績を残せるようになる。

（イ）評価対象外団員の要員計画の柔軟化

評価対象外団員は、従来はプロポーザル提出までに確定する必要があったが、今後は、遅くとも作業の開始前までに確定すればよい制度とする。これにより、プロポーザルの提出時に全ての団員を確定する必要がなくなるため、プロポーザル提出が一層容易となる。また、評価対象外団員は、プロポーザル時に氏名、経歴の記載を不要とすることとする。これにより、若手コンサルタント配置の促進が期待される。

（2）競争性の向上・市場の拡大

（ア）コンサルタントの登録制度廃止

JICA 事業への応札には、これまで JICA におけるコンサルタント事前登録が必要であったが、この制度を廃止し、国内公共事業への登録（全省統一資格登録）をもって可能とし、応募者の負担軽減を行っている。これにより、様々なリソースからのコンサルタント業務への参加を可能とした。

（イ）公示期間の延長

公示から関心表明まで 7 日間、プロポーザル作成期間 2 週間（業務実施契約）であったものを、公示から関心表明まで 9 日間、プロポーザル作成期間を大型案件等においては 3 週間に延長（業務実務契約）することで、時間的余裕を持ったプロポーザル作成が可能となり、応募者の負担軽減が図られる。

（ウ）評価対象団員の絞込み

コンサルタント選定における評価対象団員は、案件の規模によっては 3 名以上必要であったが、これら評価対象者を最大 3 名と改めることで、応募者のプロポーザル作成に係る負担軽減を行った。これにより、若手人材の活用等の促進が図られ、コンサルタントのプロポーザル応募数の増大が期待される。

(エ) 国内技術者の参入促進

国内コンサルタントの技術者を積極的に活用するため、ODA 関連事業のコンサルタントの選定において、これまでの国内事業における経験も考慮対象とすることとした。また、語学レベルを証明する際に求めていた語学証明書の提出を廃止した。また、語学に不安のある団員の場合も社としてのバックアップ体制があれば、これを評価に含めた総合的な評価としている。これらにより、国内技術者の活用の促進が図られる。

(オ) プロポーザルの応募条件の緩和

コンサルタントは、業務予定期間が重複する複数の案件への応募は出来なかったが、役務提供契約もしくは業務実施契約簡易型による業務の場合に限り、応募中の案件の選定結果が未確定であっても、他の案件に応募できるようにする。これにより、コンサルタントの応募機会の拡大が図られる。

(3) 効果・効率性の向上

(ア) 精算の部分的簡素化

一般業務費の精算にあたっては、領収書に加え、就労表、車両運行表等の添付が必要であったものを、基本的に領収書の提出のみをもって可能とする簡略化を行った（但し、現地で契約日数が30日以上のもの、契約金額が200万円以上のものについては、契約書（写）を参考に添付することとする）。また、併せて一般業務費の契約金額内でのコンサルタントの裁量による経費支出の流用を拡大し、変更手続き等の軽減を図った。これにより、現地状況に応じた支出の柔軟化を図り、現地での精算作業に関連する業務の簡素化が図られると共に、受注者の負担軽減が図られる。

以上